平成２５年（フ）第８７号
富山市窪新町４番61―1705号　信開アーバンシティセントラル
破産者　岡本　恭宏
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０８号
福井県あわら市二面第41号12番地２　セジュールコンフォート103号、申立時の住所福井県あわら市国影第22号10番地16
破産者　早川　明男
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
福井県鯖江市神明町２丁目１番10号
破産者　久嶋　康男
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
福井県あわら市北潟第38号25番地
破産者　墨谷美枝子
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８７号
長野県松本市宮田19―18―105号、住民票上の住所長野県松本市笹部４丁目26番37号
破産者　山田　俊一
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２４号
長野県木曽郡木曽町福島6695番地１
破産者　山田　高志
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５８８号
仙台市太白区青山１丁目29―13　ヴュ・パノラマ101号室、住民票上の住所静岡市葵区秋山町10番10号
破産者　海野　弘剛
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９６号
静岡県榛原郡吉田町川尻592番地の９
破産者　杉田　保義
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１３９号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目807番地　シルク弐番館301号、従前の住所名古屋市天白区原１丁目2310番地　ラ・キャッスル21原303号
破産者　石井　政範
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１４０号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目807番地　シルク弐番館301号、従前の住所名古屋市天白区原１丁目2310番地　ラ・キャッスル21原303号
破産者　石井　孔美
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９５号
愛知県尾張旭市霞ケ丘町南264番地１　メゾン霞ケ丘103号、開始決定時の住所愛知県春日井市桃山町３丁目11番地107
破産者　池崎　美保
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３９号
名古屋市中川区尾頭橋１丁目５番24号　明治第６ビル503
破産者　山口　清博
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７９号
名古屋市中川区長良町４丁目118番地　第２トレンツマンション101号
破産者　長井　秀樹
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８７号
愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地73　フォレスト赤池Ａ―203
破産者　住田　保博
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６６号
名古屋市昭和区阿由知通１丁目13番地　阿由知ビル５Ｃ号
破産者　田中　一正
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６７号
名古屋市昭和区阿由知通１丁目13番地　阿由知ビル５Ｃ号
破産者　田中志津子
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９０７号
名古屋市北区志賀本通１丁目22番地　ユーハウス志賀本通10Ｅ号
破産者　ムービンこと　吉田　靖司
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０４６号
京都市南区東九条南河辺町72―３　ＡＣＴ21―805、住民票上の住所京都市南区東九条西河辺町21番地２　アートエレガンス205
破産者　足立　哲雄（旧姓本田）
1　決定年月日　平成25年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係